

施策 121 地域医療提供体制の確保

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域医療安心 度指数		59.7%		63.2%		70.0%
	56.2%					
目標項目 の説明	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重みづけ（アクセスのしやすさ 0.5、かかりつけ医の有無 0.25、地域医療に対する理解度 0.25）した合計値）					
29年度目標値 の考え方	アンケートに回答した県民の7割の方が、医療に対する安心感を持っている状態をめざして、現状値を把握するために行ったe-モニターの結果をもとに、70%の数値目標を達成するため、毎年度3.5%増加させていく目標を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 地域医療 構想の実現 （健康福祉部 医療対策局）	地域医療構想 の達成度		6.0%		12.0%		28.0%
		0%					
12102 医療分野 の人材確保 （健康福祉部 医療対策局）	保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度		77.9% (27年度)		78.9% (28年度)		80.9% (30年度)
		76.9% (26年度)					

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12102 医療分野 の人材確保 (健康福祉部 医療対策局)	県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数		218人		225人		243人
		211人					
	県内看護系大 学卒業者の県 内就業者数		177人 (27年度)		195人 (28年度)		231人 (30年度)
159人 (26年度)							
12103 救急医療 等の確保 (健康福祉部 医療対策局)	救急医療情報 システムに参加 する時間外 診療可能医療 機関数		662機関		676機関		704機関
		651機関					
12104 医療安全 体制の確保 (健康福祉部 医療対策局)	医療安全対策 加算届出医療 機関数		51機関		55機関		62機関
		47機関					
12105 県立病院 による良質で 満足度の高い 医療サービス の提供 (病院事業庁)	県立病院患者 満足度		92.0%		93.0%		95.0%
		90.5%					
12106 適正な医 療保険制度の 確保 (健康福祉部 医療対策局)	県内市町の国 民健康保険料 の収納率		91.80% (27年度)		92.20% (28年度)		93.00% (30年度)
		91.41% (26年度)					

現状と課題

- ① 団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、地域のあるべき医療提供体制を示す地域医療構想を策定するため、県内8地域において地域医療構想調整会議を開催し、構想区域ごとの医療需要推計等をもとに意見交換を行いました。引き続き地域の関係者と丁寧に議論を進め、本年度中に地域医療構想を策定する必要があります。また、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保と、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、平成29年度に策定する次期保健医療計画と次期介護保険事業支援計画との整合性を図る必要があります。
- ② 市町における在宅医療の進捗にばらつきがあることから、在宅医療体制の構築に必要と考えられる要素をもとにした一定の枠組み(フレームワーク)について、在宅医療推進懇話会において検討を行っています。今後、フレームワークをもとに、人づくり、体制づくり、意識づくりの3つの視点から、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制の構築、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。

- ③医師の確保については、平成 26 年度から三重専門医研修プログラムの募集を開始し、若手医師のキャリア形成支援等の取組を進めています。依然として、医師の地域偏在等の解消が課題となっていることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ④看護師等の確保については、「看護職員確保対策検討会」での議論をふまえ、確保対策、定着促進、資質向上、助産師確保の 4 本柱で取組を進めています。特に助産師については、助産師出向支援システムの構築を進めています。引き続き、各関係機関と連携しながら各対策を推進する必要があります。
- ⑤医師や看護師等の勤務環境改善については、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図っています。引き続き、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑥医療分野の国際連携については、MOU（覚書）締結病院である英国のロイヤルフリーホスピタルへの第 2 回看護職員海外派遣研修を実施しました。引き続き、看護職の魅力向上につなげるため、看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図る必要があります。
- ⑦休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行っています。引き続き、救急医療情報システム未登録の医療機関に対し参加を働きかけるとともに、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援しています。また、中勢伊賀地域と伊勢志摩地域で ICT を活用した救急患者搬送情報共有システム「M I E - N E T」を運用しています。「M I E - N E T」については、その運用状況の検証を行っており、その結果をふまえ、システムのあり方について検討する必要があります。
- ⑨安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営、施設整備に対して支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。周産期死亡率が全国平均より高い状態にあることから、引き続き、周産期母子医療センターの体制整備、新生児の救急搬送に対応していく必要があります。また、小児在宅医療については、県北部地域の市町を中心に多職種による連携体制の構築が進められており、今後、他地域においても取組を進めていく必要があります。
- ⑩三重県医療安全支援センターの相談窓口において、医療に関する相談や苦情に対応するほか、平成 27 年 10 月に施行された医療事故調査制度に対応するため、県内の支援体制の整備を進めました。引き続き相談対応を通じ、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、医療安全推進協議会等での検討を進め、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑪県立こころの医療センターについては、外来患者の地域生活への支援を充実させるために実施している訪問看護において、多様なニーズに対応するため、多職種による訪問等も進めています。引き続き、こうした地域生活支援を充実させていく必要があります。
- ⑫県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する家庭医（総合診療医）を中心に、訪問診療等の在宅療養支援も含めたきめ細かな医療を行うとともに、地域の診療所への医師派遣を行うなど、地域医療の確保に努めています。また、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりのため、保健・医療・福祉の多職種の連携による地域課題の解決に向けた取組も推進しています。引き続き、地域における多職種連携の取組が積極的に進められていく中で、地域の医療ニーズに的確に対応していく必要があります。

- ⑬県立志摩病院については、平成 28 年 5 月から 24 時間 365 日の内科系の救急患者の受入れを開始するとともに、平成 28 年 2 月から本格運用した地域包括ケア病棟において、リハビリ等の在宅復帰に向けたニーズに対応する医療を提供すること等により、高い病床利用率を確保しています。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割を担っていけるよう、診療機能のさらなる充実に取り組んでいく必要があります。
- ⑭平成 30 (2018) 年度から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることをふまえ、県と全 29 市町および三重県国民健康保険団体連合会からなる「三重県市町国保広域化等連携会議」において、想定される課題ごとに 4 つの作業部会を設置し、検討を続けています。引き続き、被保険者や市町に不安や混乱が生じないように、市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。
- ⑮対象者の経済的負担を軽減し必要な医療を受けることができるよう、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援しています。

平成 29 年度の取組方向

健康福祉部

- ①地域医療構想の実現に向け、県内 8 地域の地域医療構想調整会議において関係者による協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進します。また、平成 30 年度から平成 35 年度を対象期間とする次期保健医療計画について、地域医療構想をふまえつつ、介護保険事業支援計画との整合性を図りながら策定に取り組みます。
- ②市町における在宅医療体制の構築に向け、地域の実情・特性に応じた在宅・介護の連携体制の構築に資する取組を支援します。
- ③医師の確保に向けて、新たな専門医制度の動向を見据えながら、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成を支援することで、地域偏在等の解消に向けた取組を進めます。
- ④看護師等の確保に向けて、三重県ナースセンターにおいて求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して求職者への就業斡旋を実施します。さらに、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、再就業に向けてより効果的な支援を行います。また、助産師については、就業先の偏在是正等に向けて、助産師出向支援システムの取組を進めます。
- ⑤医師や看護師等の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーによる医療機関への助言、支援に取り組めます。また、引き続き、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を実施し、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。
- ⑥医療分野の国際連携に向けて、県内の関係大学の連携による国際医療技術連携体制 (M-MU S C L E) 協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学等への短期研修による人材育成等の取組を進めます。
- ⑦三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システム「医療ネットみえ」への参加を働きかけるとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。なお、現行の医療情報システムが平成 29 年 9 月に保守期限を迎えることから、新システムへの更新を行います。
- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救急救命センターの運営、ドクターヘリの運航等に対して支援するとともに、救急患者搬送情報共有システム「M I E - N E T」について運用状況の検証をふまえ、必要な検討を行います。

- ⑨安心して産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターの運営、施設整備に対して支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。
- また、小児在宅医療については、取組の進んでいない市町においても多職種による連携体制の構築が進められるよう必要な支援を行います。
- ⑩医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会等において医療安全体制の強化に係る具体的な取組内容の検討を進めながら、医療事故調査制度への対応も含めた県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑪三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化等の市町の取組を支援します。また、平成 30 年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に向けて、市町や関係団体との協議を進めます。
- ⑫引き続き、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。また、制度内容については、制度の持続性、受益と負担の公平性等を考慮しながら、市町と慎重に検討を進めていきます。

病院事業庁

- ⑬県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療に取り組むとともに、訪問看護やデイケア等の地域生活支援をより充実させるべく取組を進めます。
- ⑭県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する家庭医（総合診療医）を中心に医療サービスを安定的に提供するとともに、地域医療を担う人材の育成や家庭医療等に関する研究、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けた取組を進めます。
- ⑮県立志摩病院については、引き続き、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら、診療機能のさらなる回復・充実に取り組んでいきます。

主な事業

健康福祉部

- ①（一部新）医療審議会費【基本事業名：12101 地域医療構想の実現】
 予算額：(28) 8, 192千円 → (29) 24, 957千円
 事業概要：地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議において関係者による協議を行うとともに、三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催し、地域医療介護総合確保基金に係る平成 29 年度県計画を策定します。また、平成 30 年度から平成 35 年度を対象期間とする次期保健医療計画の策定に取り組みます。
- ②回復期病床整備事業費補助金【基本事業名：12101 地域医療構想の実現】
 予算額：(28) 119, 459千円 → (29) 275, 886千円
 事業概要：高度急性期・急性期から回復期、慢性期まで、患者の状態に合った適切な医療提供体制を構築するため、回復期病床等、地域で不足する医療機能を整備する取組を支援します。

③在宅医療推進事業【基本事業名：12101 地域医療構想の実現】

予算額：(28) 90,649千円 → (29) 124,328千円

事業概要：在宅医療の枠組み（フレームワーク）に基づき、地域における在宅医療提供体制に向けた体制整備や人材育成に対する支援を行い、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる在宅医療体制の充実を図ります。また、小児在宅医療について多職種連携や人材育成を推進するための取組に対する支援を行います。

④医師確保対策事業【基本事業名：12102 医療分野の人材確保】

予算額：(28) 667,106千円 → (29) 643,162千円

事業概要：医師の不足・偏在の解消を図るため、医師修学資金貸与制度の運用、初期臨床研修医の定着支援、「女性が働きやすい医療機関」認証制度、女性医師等への子育て・復帰支援などの取組を通じて、若手医師等の県内定着を進めます。

⑤医師等キャリア形成支援事業【基本事業名：12102 医療分野の人材確保】

予算額：(28) 73,662千円 → (29) 69,172千円

事業概要：医師の不足・偏在の解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおける修学資金貸与医師等を対象とした三重専門医研修プログラムを運用するとともに、医療分野における国際連携等に取り組みます。また、へき地等の地域医療の担い手を育成するため、研修医等を対象に三重県地域医療研修センターにおいて実践的な研修等を実施します。

⑥ナースセンター事業【基本事業名：12102 医療分野の人材確保】

予算額：(28) 30,722千円 → (29) 41,239千円

事業概要：未就業の看護師等に対して、無料就業斡旋等による再就業支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発を通じて、医療機関等の看護職員不足の解消を図ります。また、免許保持者の届出制度に基づき、把握した情報をもとに再就業に向けた取組を進めます。

⑦（一部新）看護職員確保対策事業【基本事業名：12102 医療分野の人材確保】

予算額：(28) 199,189千円 → (29) 190,026千円

事業概要：多様な保育ニーズに対応できる病院内保育所の設置に向けた支援の充実を図るとともに、医療勤務環境改善支援センターにおける医療機関のニーズに応じた相談、専門家派遣などの取組を通じて、医療従事者の離職防止、復職支援を図ります。また、助産師の地域偏在の解消や助産実践能力の向上を図るため、引き続き助産師出向支援システムの取組を進めます。

⑧（一部新）救急医療体制推進・医療情報提供充実事業【基本事業名：12103 救急医療等の確保】

予算額：(28) 203,676千円 → (29) 383,277千円

事業概要：救急医療機関の情報提供を行う三重県救急医療情報システムを運用するとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。なお、現行の医療情報システムが平成29年9月に保守期限を迎えることから、新システムへの更新を行います。

⑨三次救急医療体制強化推進事業【基本事業名：12103 救急医療等の確保】

予算額：(28) 419,856千円 → (29) 450,796千円

事業概要：重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航に必要な経費を支援します。

⑩周産期医療体制強化推進事業【基本事業名：12103 救急医療等の確保】

予算額：(28) 170,919千円 → (29) 126,331千円

事業概要：周産期母子医療センターの運営や設備整備を支援するとともに、周産期医療ネットワーク体制の構築、新生児ドクターカーの運営を行い、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

⑪医療安全支援事業【基本事業名：12104 医療安全体制の確保】

予算額：(28) 18,905千円 → (29) 19,093千円

事業概要：医療安全支援センターにおいて医療に関する相談窓口事業を実施するほか、医療事故調査制度の施行もふまえ、県内医療機関において必要となる設備整備に対する支援や県内支援団体の体制整備を図ります。

⑫国民健康保険調整交付金【基本事業名：12106 適正な医療保険制度の確保】

予算額：(28) 8,458,164千円 → (29) 8,749,555千円

事業概要：市町の医療費水準や所得水準の違いによる国民健康保険財政の格差是正のため、県調整交付金を用いて財政調整を行います。

⑬国民健康保険財政安定化基金積立金【基本事業名：12106 適正な医療保険制度の確保】

予算額：(28) 800,194千円 → (29) 2,037,482千円

事業概要：平成30年度からの国保財政運営の都道府県化に向けて、財政の安定化のため、「国民健康保険財政安定化基金積立金」を積み立て、県および市町に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保します。

⑭子ども医療費補助金【基本事業名：12106 適正な医療保険制度の確保】

予算額：(28) 2,224,357千円 → (29) 2,271,139千円

事業概要：子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

⑮一人親家庭等医療費補助金【基本事業名：12106 適正な医療保険制度の確保】

予算額：(28) 435,891千円 → (29) 456,888千円

事業概要：一人親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

⑯障がい者医療費補助金【基本事業名：12106 適正な医療保険制度の確保】

予算額：(28) 2,161,847千円 → (29) 2,195,040千円

事業概要：障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

病院事業庁

⑰志摩病院管理運営事業

【基本事業名：12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供】

予算額：(28) 977,468千円 → (29) 1,174,335千円

事業概要：県立志摩病院の指定管理者に対して、政策的医療を実施するために必要な経費を交付するとともに、経営基盤の強化を図りつつ、安定的、継続的な病院運営を実施していくための資金の交付、貸付を行います。